

桜城橋ルール

R4. 11. 15
岡崎市公園緑地課

以下のとおりルールを定める。ただし、イベントのクオリティに関することや基本的な許可条件に関するものは割愛する。

1 自転車

過去の本市議会において、乗ったまま通す方向で回答しているが、籠田公園の状況を鑑みて、バリカやウマに「降りてください。」掲示をすることで降りて通行するようにする。

※指定管理者による運営がされるまでの暫定とし、流れを見て再度検討する。

2 火器使用

キッチンカーや厨房設備がちゃんとしているもののみとし、それ以外は原則認めない。(例：露店による焼きそば等)

キャンプファイヤーやテントサウナ等については、その形態等により個別に判断する。

3 タバコ

禁煙とする。

※イベント時における喫煙所の設置も認めない。

4 ごみ対策、路上駐車対策、警備員の配置など

イベントの規模にもよるがごみ箱の設置、駐車場の手配、南北の交通の安全の対策を講じること。または、発生時に臨機応変に対応すること。

イベントにより橋詰広場のトイレトペーパーが足らなくなった場合には、イベント主催者で対応すること。

5 乗り入れ

基本的に南から出入りすること。その際はボラードの管理を徹底し、開放しっぱなしなどにならないようにすること。

なお、アウトリガーが必要になる場合には必ず養生すること。

6 その他

花見は立ち見のみとし、ブルーシートを貼るなどをしてのものは認めない。(許可によるものを除く。) また、スケートボードなども施設の損傷のおそれから禁止とする。

これらにないことであっても管理者が必要と認めたものについては指導等するものとする。